

建築物として取り扱わないビニールハウスについて

平成17年8月4日
神奈川県建築行政連絡協議会

ビニールハウスの取扱いについては、以下のとおりとする。

ただし、この取扱いは、特定行政庁がそれぞれの地域の実状（周囲の環境、立地条件、事業主体等）を勘案し、独自の取扱いをすることを妨げるものではない。

また、現在検討が行われている日本建築行政会議（J C B O）の検討結果、今後の社会情勢の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、調整を図ることとする。

第1（定義）

この取扱いにおいて、ビニールハウスとは、土地に定着した工作物で、農作物・園芸作物を栽培するために、骨組みを組み、その上部を透明または半透明のビニールで覆ったものをいう。

第2（建築物として取り扱わないもの）

ビニールハウスのうち、以下のすべてに該当するものは、建築物として取り扱わない。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数の利用がないもの。
- ③ 最高の高さが5mを超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が3,000 m²以下のもの。

第3（建築物として取り扱うもの）

ビニールハウスのうち、第2に該当しないものは、建築物として取り扱う。

施行日

この取扱いは、平成17年9月1日から施行する。